

健康を守るために水道法に基づいた点検と清掃を！ 貯水槽清掃



水道法により 簡易専用水道(水道水のみを水源とし、受水槽の有効容量が10m³を超える水道)は厚生労働省令第116号により以下のように定められています。

*2002年度からは小規模貯水槽水道(水道水のみを水源とし、受水槽の有効容量が10m³以下の水道)も含まれています。

1. 水槽の清掃を1年以内ごとに1回以上、定期に行うこと。
2. 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な処置を講ずること。
3. 給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
4. 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる処置を講ずること。

Before



清掃前

After



清掃後



屋内清掃中



ポンプ点検

リフォーム・
メンテナンス工事
Reform Maintenance Service

B-6

メンテ
ナンス

金額の目安

受水槽	基本料金	10 t 未満(全容量)	¥35,000~(消費税 別途)
	追加料金	10 t 以上1 t につき	+ ¥1,000~
高架水槽	基本料金	10 t 未満(全容量)	¥15,000~(消費税 別途)
	追加料金	10 t 以上1 t につき	+ ¥1,000~

上記以外項目は別途御見積になります。

- 貯水槽の構造、立地、作業の難易度により、別途お見積りとなります。
- 副受水槽清掃料金は別途お見積りとなります。
- 器具等の補修及び交換、塗装、水質検査(水道法4条の項目)の料金は別途お見積りとなります。



株式会社 オーアンドケー

<http://www.oandk.ne.jp/>

〒458-0009 愛知県名古屋市長区平手南1-117 TEL (052) 877-2887 FAX (052) 877-2899